

## 金融商品取引法の改正等に伴う取引参加者による顧客への情報提供方法の見直し等について

2025年2月26日

株式会社名古屋証券取引所

### I 趣旨

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号。以下「改正金商法」といいます。）が2023年11月に成立し、金融商品取引業者から顧客への情報提供の際、書面の交付を原則としていた一部書面について、金融商品取引業者は、書面の交付又は電磁的方法による提供を任意に選択できるようになります。これを踏まえ、当取引所は、取引参加者から顧客へ交付する書面及び顧客が取引参加者に差し入れる書面について同様の見直しを行うなど所要の制度整備を行います。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 情報提供方法等の見直し (1) 取引参加者から顧客へ交付する書面	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者から顧客への書面の交付を原則としていた次に掲げる書面について、書面の交付又は書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供のいずれかを取引参加者が任意に選択できるようになります。ただし、顧客から請求があった場合には、取引参加者は書面の交付をしなければならないものとします。<ul style="list-style-type: none"><li>信用取引に関する通知書</li><li>外国証券取引口座に関する約款</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行規定においては書面の交付が原則ですが、顧客に電磁的方法の種類及び内容を提示し、顧客から承諾を得た場合には、電磁的方法による提供を行うことができるものとしています。</li></ul>

項目	内 容	備 考
(2) 顧客が取引参加者に差し入れる書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合には、顧客から事前に承諾を得ること又は顧客に次に掲げる事項を告知することを必要とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>– 電磁的方法の種類及び内容</li> <li>– 取引参加者に対し、顧客が書面交付による情報の提供を請求できる旨</li> </ul> </li>   <li>・ 顧客から取引参加者へ書面の差入れを原則としていた次に掲げる書面について、書面の差入れ又は書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供のいずれかを取引参加者が任意に選択できるようにします。ただし、顧客から請求があった場合には、取引参加者は書面の差入れを受け入れなければならないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>– 外国証券取引口座に関する約款に基づく口座設定の申込書</li> <li>– 発行日取引の委託についての約諾書</li> <li>– 信用取引口座設定約諾書</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記のとおり、顧客から事前に承諾を得たうえで電磁的方法による提供を行うことは、改正後も従前どおり可能です。</li>   <li>・ 現行規定においては、書面の差入れが原則ですが、顧客に電磁的方法の種類及び内容を提示し、顧客から承諾を得た場合には、電磁的方法による提供を受けることができるものとしています。</li> </ul>

項目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を受け入れる場合には、顧客から事前に承諾を得ること又は顧客に次に掲げる事項を告知することを必要とします。           <ul style="list-style-type: none"> <li>電磁的方法の種類及び内容</li> <li>取引参加者に対し、書面の差入れを受け入れることを顧客が請求できる旨</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記のとおり、顧客から事前に承諾を得て電磁的方法による提供を受けることは、改正後も従前どおり可能です。</li> </ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の改正を行います。</li> </ul>	

### III 実施時期（予定）

2025年4月1日から実施します。

以 上